	アルコールを含有しない飲料のもと			
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	第〇四・一〇項の物品のもの			
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの			
	その他のもの			
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）			
	その他のもの			
第二類	飲料、アルコール及び食酢			
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪			
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）			
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二二〇三・〇〇	ビール	A	B 10	九・六%
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		B 10	一三・四%
二二〇四・一〇	スパークリングワイン		B 10	一三・四%
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		B 10	九・六%
	二リットル以下の容器入りにしたもの	X	B 10	九・六%
二二〇四・二九	その他のもの	X	B 10	九・六%
	その他のぶどう搾汁	A	B 10	九・六%
二二〇四・三〇	アルコール分が一%未満のもの	X	B 10	九・六%
	その他のもの	A	B 10	九・六%
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	X	B 10	九・六%
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	X	B 10	九・六%
	アルコール分が一%未満のもの	X	B 10	九・六%
	その他のもの	X	B 10	九・六%
	清酒及び濁酒	X	B 10	九・六%
	その他のもの	X	B 10	九・六%
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	X	B 10	九・六%
	その他のもの	X	B 10	九・六%
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	X	B 10	九・六%
	その他のもの	X	B 10	九・六%
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X	B 10	一二%

二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）	X	B 10	一二%
二二・〇八	アルコール分が九〇%以上のもの	X	B 10	一〇%
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	X	B 10	九%
	その他のもの	X	B 10	九%
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X	B 10	九%
	その他のもの	X	B 10	九%
	その他のもの	X	B 10	一二・五%
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X	B 10	一二・五%
	その他のもの	X	B 10	一二・五%
二二〇八・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	A	B 10	一三・四%
二二〇八・三〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	A	B 10	一三・四%
二二〇八・四〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A	B 10	一三・四%
二二〇八・五〇	ウイスキー	A	B 10	一三・四%
二二〇八・六〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	A	B 10	一三・四%
二二〇八・七〇	ジン及びジュネヴァ	A	B 10	一三・四%
二二〇八・九〇	ウオッカ	A	B 10	一三・四%
	リキュール及びコーディアル	A	B 10	一三・四%
	その他のもの	A	B 10	一三・四%
	エチルアルコール及び蒸留酒	A	B 10	一三・四%
	フルーツブランデー	A	B 10	一三・四%
	その他のもの	A	B 10	一三・四%
	エチルアルコール	A	B 10	一三・四%
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A	B 10	一三・四%
	その他のもの	A	B 10	一三・四%
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A	B 10	一三・四%
	その他のもの	A	B 10	一三・四%
	その他のアルコール飲料	A	B 10	一三・四%
	合成清酒及び白酒	A	B 10	一三・四%
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）	A	B 10	一三・四%
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	A	B 10	四・八%
	その他のもの	A	B 15	二九・八%（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	A		
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A		
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A		
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A		